

富山県立滑川高等学校PTA会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は富山県立滑川高等学校PTAと称し、事務局を滑川高校内に置く。

第2条 本会は保護者と教職員が平等の立場で高校教育の普及徹底を図り、相互の綿密な連携の下に教育環境の改善向上と相互の親睦交流の促進を目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために下記の事業を行う。

1. 高校教育向上のための調査研究
2. 学校と家庭の協力関係向上のための事業
3. 校外生活指導に関する事業
4. 学校の設備充実に関する協力
5. 生徒の福祉増進に関する事業
6. 会員相互の資質向上と親睦交流の促進の事業
7. その他目的達成に必要な諸事業

第 2 章 会 員

第4条 本会の会員は滑川高校在学生の全ての保護者と現在勤務する全ての教職員とする。

2. 本会の会員は所定の会費を納入するものとする。

第 3 章 役 員

第5条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 顧 問 | 若干名 |
| 4. 常任委員 | 若干名 |
| 5. 学年役員 | 若干名 |
| 6. 幹 事 | 若干名 |
| 7. 監 査 | 若干名 |
| 8. 書 記 | 1 名 |
| 9. 会 計 | 若干名 |

第6条 役員の仕事は下記の通りである。

1. 会長は本会を代表し会務運営を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要な時はこれを代行する。
3. 顧問は会長の諮問に応じて、会議に出席し意見を述べることができる。
4. 常任委員及び学年役員は役員会に出席して会務の運営に参画する。
5. 幹事は全ての事務を掌握する。
6. 監査は会計に関する一切を監査する。
7. 書記は諸会議・諸事業に係る案内及びその経過結果について記録する。
8. 会計は金銭出納及び保有財産の健全管理にあたる。

第7条 役員の出選方法は下記の通りである。

1. 会長・副会長・監査は年度末最終の役員会で推薦し、総会において承認を得る。
2. 顧問のうち1名は現学校長を推挙し、その他の顧問は会長が役員会の了承を得て委嘱する。
3. 常任委員は会長が役員会の了承を得て委嘱する。
4. 学年役員は学年代表として、普通科から4名、その他の学科から各2名選出し、事後直近の役員会又は総会で報告する。
5. 幹事・書記・会計は教職員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

第8条 役員の仕事は以下の通りである。

1. 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 常任委員の仕事は3年とする。
3. 役員中欠員が生じたときは、第7条の規定にかかわらず役員会において会員の中から選任し、その仕事は前任者の残任期間とする。

4. 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が選任されるまではその職務を行う。
ただし、会員資格を失った場合はこの限りではない。

第 4 章 事務の委任

第 9 条 会長は本会の庶務・会計等の事務を学校長に委任する。

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は本会の最高議決機関であり、会員の過半数をもって議決する。

第 11 条 総会は、年 1 回開催する。ただし、特に必要ある時は、臨時総会を開く。

第 12 条 総会の任務は下記の通りである。

1. 前年度の事業報告及び収支決算の承認
2. 次年度の事業計画(案)及び収支予算(案)の承認
3. その他当会の運営上特に必要な事項

第 6 章 役 員 会

第 13 条 役員会は全ての役員を以て組織し、総会に次ぐ重要議決機関とする。

2. 役員会は出席会員の過半数を以て議決する。

第 14 条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第 15 条 役員会で決定した当会の運営上特に重要な事項については、次の総会で会長が報告しなければならない。

第 7 章 委 員 会

第 16 条 本会に企画広報・研修・生活保健・教育環境向上の 4 委員会を置くことができる。

2. 委員会は常任委員・学年役員・幹事を以て組織する。
3. 委員会には委員長を 1 名おく。

第 8 章 会 計

第 17 条 本会の経費は会費・特別会計積立金・後援費・入会費・事業収益金・寄付金及び雑収入等を以て充当する。

第 18 条 会費及び雑収の徴収方法は総会の議決によって定める。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以て終了とする。

第 9 章 附 則

第 20 条 本会の目的達成のために、学級部会・地区部会を設けることができる。

第 21 条 本会則は昭和 23 年 9 月 13 日から施行する。

2. 平成元年 5 月 22 日に一部改正し施行する。
3. 平成 11 年 5 月 12 日に総括改正し施行する。
4. 平成 20 年 5 月 10 日に一部改正し施行する。
5. 平成 22 年 5 月 8 日に一部改正し施行する。
6. 平成 23 年 5 月 7 日に一部改正し施行する。
7. 平成 25 年 5 月 11 日に一部改正し施行する。
8. 令和 4 年 5 月 14 日に一部改正し施行する。
9. 令和 6 年 5 月 11 日に一部改正し施行する。
10. 令和 8 年 5 月 10 日に一部改正し施行する。